



平成27年5月8日

各位

会社名 ナカバヤシ株式会社
代表者名 取締役社長 辻村 肇
(コード：7987 東証第一部)
問合せ先 取締役管理統括本部長 作田 一成
(TEL. 06-6943-5555)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定について

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

(変更箇所は下線で示しております。その他の部分に変更はございません。)

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、当社経営理念及びグループ倫理規範を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - (2) コンプライアンス担当取締役を置き、コンプライアンス担当部を設置する。コンプライアンス担当部は、社内の状況に応じて必要なコンプライアンス体制を構築する。
 - (3) 当社における法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を設置する。
 - (4) 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、役職員に対しコンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - (5) 当社の健全かつ効率的な内部統制の構築を図ることを目的として、内部監査室を設置する。
 - (6) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
当社は、重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社及び子会社の組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は管理統括本部が行う。
 - (2) 当社及び子会社の各部門の所管業務に付随するリスク管理は、当該部門が行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、職務分掌規程、稟議規程等を定める。
 - (2) 当社は、カンパニー制の運用により、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図る。
 - (3) カンパニー制の運用により意思決定プロセスを簡素化し、意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については取締役会において合議し、より慎重な意思決定を行う。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査し、子会社の業務執行状況を当社に報告させる。
 - (2) 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制について、その事業内容、規模、グループ内での位置付け等を考慮し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。
 - (3) グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じて内部監査室が監査する。
 - (4) 当社および子会社は、財務報告に係る内部統制構築の基本方針を策定し、これに基づき有効かつ適正な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切に運用することにより財務報告の信頼性と適正性を確保する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。
8. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 内部監査室は、内部監査結果を監査役に報告し、情報交換及び緊密な連携を図る。
 - (2) 監査役会は、必要に応じて会社の費用負担により、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができる。
 - (3) 社外監査役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任する。
9. 当社並びに子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社並びに子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事情が発生し又は発生する恐れがある時、役職員による違法又は不正な行為を発見した時、その他当社監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、当社監査役に報告する。
 - (2) 当社並びに子会社の事業部門を統括する取締役は、当社監査役会と協議の上、定期的又は不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
10. 報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
 - (2) 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
12. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - (2) 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

以上